

2026年度に高等専門学校第4学年に進級予定又は、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の奨学金を希望する高等専門学校3年生の皆さんへ

給付奨学金案内

（高等専門学校3年生向け）



- この冊子では、原則として返還が不要な奨学金について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを行ってください。
また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

※この冊子では、高等専門学校第4学年への進級及び大学・短期大学・専修学校（専門課程）への進学を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

◆給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、原則返す必要のない奨学金を支給するものです。この制度は意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう定められました。

※授業料・入学金の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。詳細は、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

◆給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、受け取ったお金を返すことが必要になることがあります。

◆対象となる進学先

国又は地方公共団体が、給付奨学金の対象であることを確認した学校です。確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

◆支給額の見直し

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額に基づき、毎年度10月に見直しがあります。

◆進学前には振り込まれません！

奨学金は、**進学後に振込みが始まります。**

◆学校からの指示にしたがいましょう

申込手続きは学校を通じて行うため、学校の指示にしたがって手続きを進めましょう。学校が定める期限を守らない場合、申込みが認められない可能性があります。

◆マイナンバーはインターネットから日本学生支援機構に直接提出します。

奨学金の選考に必要なマイナンバーは、インターネットから日本学生支援機構に直接提出します。マイナンバーをコピーした書類を郵送したり、学校へ提出したりしないように注意しましょう。

【本冊子の用語】

- あなた**・・・奨学金を申し込む学生本人 **JASSO**・・・日本学生支援機構
大学等・・・高等専門学校（第4学年以上）、大学、短期大学、専修学校（専門課程）
生計維持者・・・あなたの生計を維持している人で原則としてあなたの父母（詳細は7ページ）
採用候補者・・・予約採用を申し込んで選考に通った人
スカラネット・・・インターネットで申込情報の入力・送信や選考結果の確認などを行う専用サイト
マイナンバー・・・マイナンバー法（番号利用法）に基づき日本国内に住民票を有する全住民に交付されている番号
受付番号・・・スカラネット入力後に発行される16桁の番号
社会的養護を必要とする人・・・満18歳となる前日に（満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）
- ※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親
※2 高校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所（養育・一時保護）の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む
- 奨学金確認書兼地方税同意書**・・・奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人信用情報の取扱いに関する同意書

I 給付奨学金の制度……………3ページ



給付奨学金の対象となる学校や申込資格など、奨学金を申し込むにあたり奨学金の制度などを確認します。

II 申込内容の確認……………14ページ



説明を読みながら、申請・申告する内容を確認し、太枠内の設問について記入・選択します。

III 必要書類の準備……………24ページ



申込みに必要な書類を用意します。

IV スカラネットにて申込情報・マイナンバーの提出……………31ページ



「II 申込内容の確認」にて記入した内容を確認しながら、期限までに申込情報をスカラネットに入力します。なお、スカラネット入力後一定期間内であれば、申込内容の訂正を行うことができます。

また、申込情報を入力したあとに、あなたと生計維持者のマイナンバーを提出します。

V 書類の提出……………40ページ



申込情報の入力完了したら、必要書類を提出します。

- 「奨学金確認書兼地方税同意書」・・・JASSOに簡易書留で郵送
- 上記以外の書類・・・該当者のみ学校に提出

VI 申込後の審査状況・選考結果の確認……………41ページ

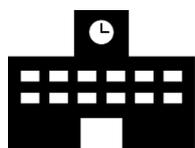


選考結果は、申込みをした学校宛に書面で郵送されます。

また、スカラネットにて審査状況や選考結果を確認することができます。

※スカラネット入力時に使用した申込ID・変更後パスワードが必要です。

VII 進学後の手続き……………43ページ



進学後に行う手続きについて確認します。

本冊子中の
記号について



：手続き上の注意点



：書類作成・提出に関すること



：記入する項目



：スカラネットに関すること

I 給付奨学金の制度

①対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、**国・地方公共団体が給付奨学金の対象であることを確認した学校（確認大学等）**です。ただし、正規の学籍で在籍する場合があります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。

◎国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧
(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



(表内の記号の意味)・・・ ○：支給対象 ×：支給対象外
△：支給対象か否かは進学先ごとに異なる

学校種別・課程		支給の可否
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科(※1)	△
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学(※2)	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程(※2)	○
	専攻科(※1)	△
	別科	×
専修学校	専門課程(※3)	○
	通信教育課程(※2)	○

(※1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります(予約採用ではなく在学採用の対象)。

(※2) 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

(※3) 専修学校高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。

! 海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

I 給付奨学金の制度

② 申込資格

2026年度に高等専門学校第4学年に進級又は大学等へ進学する希望を持っていて、次のいずれかに該当する人が申し込みます。過去に大学等へ進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むことができません。

	申込みできる人	注意点
に 在 籍 中 の 人 高 等 専 門 学 校	申込時点で高等専門学校3年生の人	
在 籍 し て い な い 人 高 等 専 門 学 校	高等専門学校第3学年を修了後2年以内の人	・既に第4学年に進級した人は含みません。

外国籍の人へ

外国籍の人は、上記の申込資格を満たし、次の(1)～(6)のいずれかに該当する人であれば申込みができます。なお、申込資格のない在留資格の人が、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は申込みをしても採用されません。申込みにあたっては、在留資格等の証明書類の提出が必要です。詳細は26ページをご参照ください。

在留資格等★1	条件
(1) 法定特別永住者	法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。
(2) 永住者	
(3) 日本人の配偶者等★2	
(4) 永住者の配偶者等★2	
(5) 定住者★2	将来永住する意思がある人
(6) 家族滞在★2 ※右の①～④全てを満たす 必要があります。	①12歳に達した学年の末日までに日本国に入国した人 もしくは日本国の小学校★3を卒業した人
	②日本国の中学校★3を卒業した人
	③日本国の高校等★3を卒業予定又は卒業した人
	④大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

★1 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。

★2 申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の証明書類に加え、在留資格更新中であることを示す書類の提出が必要です。

★3 学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高校のことをいいます。

※その他根拠法令等はJASSOホームページをご参照ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/yoyaku.html>



進学後に申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消します。また、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）

給付奨学金に採用されるには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

1. 学力基準

申込時点で次の（1）又は（2）のいずれかに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

- （1）高等専門学校における第1学年から申込時までの評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること（※1）
 （2）将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが確認できること（※2）

（※1）評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績。

（※2）学修意欲の確認は、高等専門学校において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



学力基準を満たしているかの確認は、在籍（修了）されている学校で行います。

2. 家計基準

あなたと生計維持者（7ページ）について、次の「（1）収入基準」及び「（2）資産基準」のすべてに該当する必要があります（該当しない場合は採用されません）。

（1）収入基準

提出されたマイナンバーにより2024年（1月1日から12月31日）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された支給額算定基準額（※1）が下表に該当するか判定します。

2025年中に減収（失業等）があっても状況を鑑みすることはできません。

（※1） 支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - （市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）^{★2}
 （100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人はこの計算式にかかわらず支給額算定基準額が0円となります（以下の例外を除く）。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、支給額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分 （※2）	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

（※2）第Ⅳ区分については、9ページをご確認ください。

進学前離職の特例措置について

給付奨学金を希望する人が、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

詳細はJASSOホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/sinngakumaerisyoku.html>



I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

【参考】収入・所得の上限額の目安



表中の金額はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、**目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。**

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	★が給与所得者（会社員等）の世帯 （年間の総収入金額）				★が給与所得者以外（自営業者等）の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(★)	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	あなた、親①(★)、 中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	あなた、親①(★)、 親②(無収入)、 中学生	271	303	378	635	182	212	287	475
4人	あなた、親①(★)、 親②(給与所得者)、 中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：587 親②：155	親①：147 親②：115	親①：148 親②：155	親①：201 親②：155	親①：403 親②：155
5人	あなた、親①(★)、 親②(パート)、 大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：698 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100	親①：530 親②：100

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額 ※所得金額…売上げから経費を差し引いた金額

あなたが2025年1月1日時点で16～18歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。

収入基準に該当するか調べるには・・・

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等をもとに試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おき下さい。



【課税（所得）証明書で調べる】

市区町村役場で取得できる令和7年度課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。



(2) 資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が基準額5,000万円未満であることが必要です。基準額以上の場合、給付奨学金は支給されません。

●資産の対象となるもの

- 現金やこれに準ずるもの（退職金含む。投資用資産として保有する金・銀等）
- 預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券や投資信託（株式、国債、社債、地方債等）
※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- 満期や解約により現金化した保険
※住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

●資産の対象とならないもの

- 土地、建物等の不動産
- 満期、解約前の保険の掛け金
- 貯蓄型生命保険や学資保険

I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。**家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。**以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」

「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



① 父母ともにいる場合		生計維持者
ア	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
イ	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
② 父母が離婚調停中		生計維持者
ア	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
イ	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
③ 父母が離婚		生計維持者
ア	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。
イ	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。
④ 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
ア	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
イ	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
ウ	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
⑤ あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
ア	あなたが社会的養護を必要とする人（1ページ）に該当する場合	あなた（1名）

（※1）**父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。**

（※2）**生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合や父母以外の場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を後日求めることがあります。**

I 給付奨学金の制度

④奨学金の支給金額

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円
大学・短期大学 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円

（※1）以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人
- 社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人
なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（※2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（※3）自宅通学・自宅外通学については、10ページをご確認ください。

（※4）多子世帯については、9ページをご確認ください。

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：5ページ）に応じて、右表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

※授業形態（印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）による金額の違いはありません。

支援区分	(国公立・私立/自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	12,800円

【多子世帯の支援について】

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

- あなたが奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族（21ページ参照）のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
- あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計
※市町村民税情報における配偶者は扶養親族には含まれません。

※生計維持者のいずれかが2025年1月1日時点で海外居住だった場合は確認方法が異なります。ホームページをご確認ください。



※多子世帯に属していて資産額の合計が3億円未満の人のうち、収入基準が第Ⅳ区分を超えている場合又は資産額の合計が5,000万円以上の場合は給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の対象になります。

【第Ⅳ区分の支援について】

(1) あなたが多子世帯に属している場合

給付奨学金として、進学先の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる8ページの表の金額が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

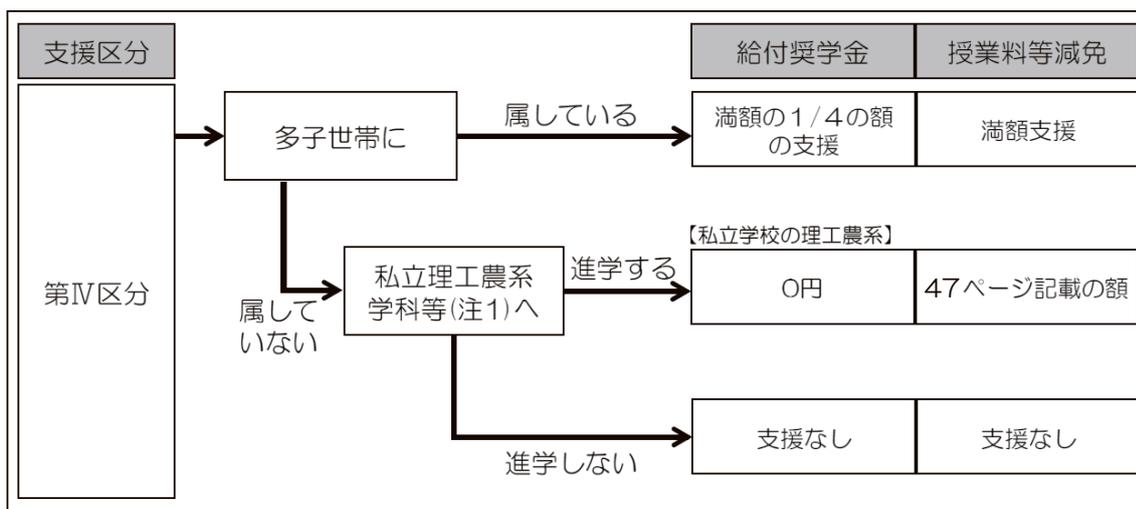
(2) あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(3) 上記(1)・(2)いずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

<参考> 修学支援新制度 第Ⅳ区分イメージ



注1 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



注2 あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等へ進学した場合には、(1)の支援になります。

I 給付奨学金の制度

④奨学金の支給金額（続き）

⚠ 自宅通学・自宅外通学とは（進学後に審査があります）

- 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により、一時的に別居している場合も自宅通学扱いになります）。
- 「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下①～⑤のいずれかに該当している必要があります。満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます（※1）。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、以下の①～⑤の要件にかかわらず自宅外月額を申請することができます。
- 進学届で「**自宅外通学**」を選択する場合でも、当初は「**自宅通学**」の支給月額が振り込まれます（※2）。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。**ただし、定められた期限までに不備のない書類の提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。**

- ① 実家（生計維持者いずれの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

- ◆ 「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSOホームページでも併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zitakugai.html>



（※1）自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額を支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みがなくなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただくこともあります。また、自宅外通学であることを偽った場合は、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただくことがあります。

（※2）進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までにJASSOでの書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれることがあります。

⚠ 国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、**あなた**が国費による給付金（※）を受けている間は給付奨学金の支給が止まります。

※国費による給付金とは、高等職業訓練給付金、職業転換給付金（訓練手当）、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を指します。詳しくは、文部科学省ホームページ掲載に資料（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）を参照してください。



上記以外の、国費に依らない他団体の奨学金との併用は認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、併用を希望する奨学金の実施団体に確認してください。

3. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免（46ページ））を受ける人が、併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**第一種奨学金の借りられる金額が調整されます（振込額が0円になる場合があります）**。これを併給調整といいます。給付奨学金の支給を受けている期間中は下の表のとおり、あなたが選択した月額から調整（減額又は増額）されることとなりますので注意してください。給付奨学金が自宅通学の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。

給付奨学金と第一種奨学金が同月に新規採用となる場合は、初回振込から併給調整がかかります。異なる月に採用となる場合には、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行います。精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき貸与終了後の返還と併せて返還していただくことがあります。

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等 専門学校 (屋間部)	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
	第Ⅳ区分	多子世帯	21,000円 (24,900円)	22,800円	0円
理工農系		併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、33,500円 (20,000円、30,000円、40,500円)	20,000円 30,000円 40,500円
大学 (屋間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	多子世帯	0円	0円	0円
理工農系		併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円 30,000円 44,500円
短期大学 (屋間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
	第Ⅳ区分	多子世帯	5,200円 (10,100円)	1,800円	0円
理工農系		併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円 30,000円 47,000円
専修学校 (専門課程) (屋間部)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円
	第Ⅳ区分	多子世帯	23,800円 (28,700円)	20,400円	0円 (100円)
理工農系		併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円 30,000円 47,700円

(※1) 以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人
- 社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人

(※2) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとすることがあります。

そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、JASSOにて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することとなります。

(※3) 併給調整がされない通常の貸与月額については、JASSOホームページでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2018ikou.html



(※4) 給付奨学金は毎年支援区分の見直し（44ページ）を行います。見直しの結果、支援区分に変動が生じた場合、併給調整後の第一種奨学金の貸与月額も変動することがあります。支援区分の対象外となった場合、第一種奨学金は併給調整なしの月額を利用できます。

【多子世帯支援拡充の対象者に係る第一種奨学金の利用可能貸与月額】

あなたが多子世帯に属している場合は、下の表のとおり第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

学校種別・ 給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等 専門学校 (昼間部)	第Ⅰ区分(多子世帯)	7,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分(多子世帯)	13,700円	8,600円	0円	0円
	第Ⅲ区分(多子世帯)	19,500円	20,000円	0円	0円
	第Ⅳ区分(多子世帯)	21,000円	22,800円	0円	0円
	多子世帯(※1)	25,400円	20,000円 31,400円	0円	1,600円
大 学 (昼間部)	第Ⅰ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	多子世帯(※1)	300円	6,300円	0円	5,600円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分(多子世帯)	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分(多子世帯)	2,700円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分(多子世帯)	5,200円	1,800円	0円	0円
	多子世帯(※1)	12,500円	18,500円	1,300円	8,300円
専修学校 (専門課程) (昼間部)	第Ⅰ区分(多子世帯)	1,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分(多子世帯)	11,600円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分(多子世帯)	21,300円	14,800円	0円	0円
	第Ⅳ区分(多子世帯)	23,800円	20,400円	0円	0円
	多子世帯(※1)	20,000円 31,100円	20,000円 37,100円	3,800円	10,800円

(※1) これに該当する者は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。所得に関わらず、資産額が5,000万円以上3億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる者も同額となります。

(※2) 生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、また、通信教育課程、夜間部(昼夜課程を除く)に在籍している人の貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額になります。

詳細はJASSOのホームページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/heikyutyosei/index.html



I 給付奨学金の制度

⑤奨学金の支給方法

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。奨学金振込口座の名義人氏名とあなたのカナ氏名が同一であることが必要ですのでご注意ください。なお、給付奨学金と貸与奨学金に同時に採用された場合、奨学金の種類ごとに振込口座を分けることはできません。

1. 取扱金融機関

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行・住信SBIネット銀行・ソニー銀行・PayPay銀行・auじぶん銀行・セブン銀行・イオン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

2. 奨学金振込日

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」（44ページ）の提出時期により異なります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。
- ・進学届の提出時期は進学先にご確認ください。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

⚠️ 奨学金振込口座について

奨学金振込口座は、あなた（申込者本人）のカナ氏名と口座名義人氏名が同一であることが必要です。奨学金振込口座とスカラネット入力したカナ氏名が一致しているかご確認ください。

給付奨学金に関するよくある質問

- Q1. 学業成績や家計の経済状況に関する基準を満たしていれば必ず給付奨学生に採用されますか。
- A1. 提出書類等の手続きに不備がなく、家計や学業その他の要件を全て満たしていることが確認できれば、給付奨学生の採用候補者となります。給付奨学生採用候補者となった人は、確認大学等に進学して所定の手続きをとることにより給付奨学生として採用されます。
- Q2. 給付奨学生に採用されたら、進学先の学校を卒業するまで、給付奨学金の支給を受けることができますか。
- A2. 給付奨学生に採用された後は、定期的に基準を満たしているか審査（適格認定）を受けることとなります。学業に関する適格認定は毎年1回（学年末※）行われます。基準を満たさない場合は支給が止まることもあり、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振な場合などは、支給した金額の返還が必要になることがあります。また、家計基準の適格認定は、毎年審査を受けることになり、結果は10月分の支給から反映されます（44ページ）。
※高等専門学校や短期大学、修業年限が2年以下の専門学校においては年2回（学年の半期ごと）に実施されます。

このほかにも JASSO ホームページによくある質問を掲載しています



II 申込内容の確認

①準備

申込みにおいて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、**太枠内の設問に記入・選択**してください。

1. 期限・提出先の確認  

予約採用の申込みには、スカラネット（インターネット）での入力、「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出及び（対象者のみ）必要書類の提出が必要です。

「スカラネット（インターネット）での入力」及び「（該当者のみ）必要書類の提出」の期限は**学校**が定めます。学校へ期限を確認し以下にメモしてください。

● スカラネット入力期限（マイナンバー提出を含む）		月	日
● JASSO へ簡易書留で郵送する書類 （「奨学金確認書兼地方税同意書」）	提出期限	マイナンバー提出完了後1週間以内	
● 学校へ提出する書類 ※該当者のみ （「奨学金確認書兼地方税同意書」以外）	提出期限	月	日

2. ID・パスワードの確認  

スカラネットにログインするには、**2組のIDとパスワード**が必要です。

- 「ユーザID」・「パスワード」・・・**学校から配付**されます。（学校ごとにちがいます）
- 「申込ID」・「初期パスワード」
・・・**「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載**されています（一枚一枚ちがいます）。

学校から配付される 識別番号	ユーザID																		
	パスワード																		
「奨学金確認書兼地方税同 意書」に記載	申込ID	Y	D	2	5														
	初期パスワード																		
あなたが設定	変更後パスワード																		

 スカラネットにログインして申込内容や選考結果を確認するときに、**申込IDとあなたが変更したパスワード**が必要です。忘れてしまったときはスカラネットに登録したメールアドレスを使って申込IDの確認やパスワード再設定を行うことができます（34 ページ）。

3. 申込完了後の受付番号 

スカラネットで申込みが完了すると、**16桁の受付番号が発行されます**。奨学金の申込みにおいてあなたを特定する重要な番号になりますので、忘れないようメモしておきましょう。

スカラネット入力完了日																			
受付番号																			

II 申込内容の確認

①準備（続き）

4. 【重要】メールアドレスとメールアプリ等の準備

(1) メールアドレスの準備

スカラネットへの初回ログイン時にメールアドレスを登録します。

以下の場合にメールで通知します。利用可能なメールアドレスを準備しましょう。

- 申込IDを忘れてしまった場合の申込IDの通知やパスワードを再設定時の認証
- マイナンバーを再提出する必要がある場合の通知（39・41 ページ）又は提出がない場合の督促

(2) メールアプリやメールソフトの準備

メールアドレスを登録する際には、**入力したメールアドレスに JASSO から「認証コード」を送信**しますので、メール受信ができるメールアプリやメールソフトも準備しましょう。

※メールアドレスのドメインやメールアプリ等の指定はありませんが、jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できるようにしてください。

5. 必要書類の確認

(1) 「奨学金確認書兼地方税同意書」

- 学校から配付された書類に「**奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人情報情報の取扱いに関する同意書**」（「**奨学金確認書兼地方税同意書**」）が含まれています。



(2) 上記（1）以外の書類

- 本冊子の後ろ（48ページ以降）に、「**様式集**」を挟みこんでいます。以下の①～④に該当する人は書類の提出が必要です（24ページ）。
 - ① 日本国籍以外の人
 - ② 「社会的養護を必要とする人」（1 ページ）に該当する人
 - ③ スカラネットでマイナンバーを提出できなかった人
 - ④ 申込者や生計維持者が「海外居住者」（29 ページ）に該当する人

様式集に掲載している様式は、JASSO のホームページからダウンロードすることもできます。



II 申込内容の確認

②あなた自身の情報

●あなた（申込みをする学生本人）の氏名・生年月日を記入 

スカラネットに入力した氏名と「奨学金確認書兼地方税同意書」に記入した氏名が一致しているかご確認ください。

※住民票に記載されている氏名を記入・入力してください。

入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力してください。

漢字氏名 (5文字まで)	姓													
	名													
カナ氏名 (15文字まで)	姓													
	名													
生年月日	(西暦) 年 月 日													



氏名の入力方法

- ①カナ氏名に「ヲ」を含む場合
カナ氏名に「ヲ」は使わず、読み方をあらわす「オ」を記入してください。
- ②氏名が漢字・仮名でない場合
漢字氏名・カナ氏名ともカタカナで記入してください（**アルファベット不可**）。
- ③ミドルネームがある場合
ミドルネームとファーストネームをつなげて名の欄に記入してください。
(漢字は姓・名それぞれ5文字まで記入してください。カナは姓・名それぞれ15文字まで、途中で切らずに入るところまで記入してください。)
(例)「スカラシップ トーマスマイクエル太郎 (スカラシップ トーマスマイクエルタロウ)」の場合
漢字氏名欄：【姓】スカラシッ 【名】トーマスマ
カナ氏名欄：【姓】スカラシッ 【名】トーマスマイクエルタロウ
- ④外国籍の人で通称名にて申し込む場合は、住民票に**通称名が記載されていることを必ず確認**し、在留資格の証明書類（**26ページ【C】または【D】**）は住民票の写しを提出してください（住民票に通称名の記載がない場合、通称名での申込みはできません）。
- ⑤入力の際に旧字体・異体字等JASSOのシステム上登録できない文字が生じた場合
常用字体・通用字体で漢字氏名を入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。
(例) 吉→吉、祐→祐、廣→廣

II 申込内容の確認

②あなた自身の情報（続き）

●あなたの国籍・在留資格等を選択・記入、書類提出  

(1)国籍の選択

 日本国 日本国以外日本国籍以外の方は
(2)も選択してください。

国籍が日本国以外の方は、選択した**在留資格の証明書類**の提出が必要です（26ページ【C】又は【D】）。
 選択肢にない在留資格の人や、永住の意思がない定住者の人、要件を満たさない家族滞在の人は申込みできません。（あなたの在留資格が、「留学」や「特定活動」などの場合は**申込資格がない**ため採用されません。）

(2)在留資格等の選択

 永住者
 特別永住者

 日本人の配偶者等
 永住者の配偶者等
 定住者 家族滞在

(3)選択した在留資格等に応じた申告事項（申込要件）

①在留期限（満了日）

(西暦) 年 月 日

①在留期限（満了日）

(西暦) 年 月 日

②日本に永住する意思の有無

 はい（あり） いいえ（なし）

①在留期限（満了日）

(西暦) 年 月 日

②大学等卒業後に日本国で就労する意思の有無

 はい（あり） いいえ（なし）

③日本国に初めて入国した日

(西暦) 年 月 日

④日本国の小学校の卒業有無等

 卒業した 卒業していない

小学校名

所在地 (都道府県) 都・道 府・県

⑤日本国の中学校の卒業有無等

 卒業した 卒業していない

中学校名

所在地 (都道府県) 都・道 府・県



- ①在留資格・在留期限は、**在留カード・特別永住者証明書**を見ながら選択・記入してください。
- ②在留期限がスカラネット入力日より前の方は、在留資格更新の申請をしたことを示す書類の提出が必要です（26ページ【C】または【D】）。
- ③在留期限が進学日より前の方は、進学時にも在留資格の証明書類（在留期限が進学日以降のもの）提出が必要です。進学日までに在留資格更新の申請を行い許可されている必要があります。
- 更新手続きを忘れると、進学後に奨学金を受けることができません。**



II 申込内容の確認

②あなた自身の情報（続き）

●あなたの性別・連絡先を記入 

性別 (任意)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 無回答				
現住所	〒		-		都道府県
電話番号	自宅 (固定)		-	-	携帯



- ①現住所は、奨学金申込時点で住んでいる住所を記入してください（住民票と一致していなくても構いません）。
②「奨学金確認書兼地方税同意書」に不備があった場合は、スカラネットに登録された現住所宛に簡易書留でお手紙を郵送、又は登録された電話番号にマイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）からお電話をします。不備の連絡を受け取れるよう、間違いなく記入しましょう。

●あなたの在籍（卒業）校を記入 

学校名					
学科	(下の表の中から当てはまるものを記入)				
クラス	年		組	出席番号	
入学年月	(西暦)			年	月



学科について、どの選択肢を記入すればよいか分からない場合は、**学校に確認**してください。

●学科の選択肢

学科	<input type="checkbox"/> 機械	<input type="checkbox"/> 電気電子	<input type="checkbox"/> 情報通信	<input type="checkbox"/> 生物化学	<input type="checkbox"/> 土木建築
	<input type="checkbox"/> 航空	<input type="checkbox"/> 工業デザイン	<input type="checkbox"/> 環境システム	建築・環境デザイン	制御 <input type="checkbox"/> 商船学

●日本学生支援機構の奨学金の利用経験を選択・記入 

日本学生支援機構奨学金の利用経験	<input type="checkbox"/> はい（ある） <input type="checkbox"/> いいえ（ない）	
奨学生番号（プルダウン部分）	00・01・02・04・07・ 08・09・10・11・12	



都道府県等、JASSO以外の団体が実施している奨学金は除きます。

II 申込内容の確認

③希望する奨学金

●希望する奨学金の種類  

高等教育の修学支援新制度 (給付奨学金及び授業料等減免)	<input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません
---------------------------------	--

II 申込内容の確認

④世帯の状況

ここからは、あなたとあなたの家族の状況を確認していきます。

まず、あなたが「**社会的養護を必要とする人**」(1ページ)に当てはまるかどうかを確認します。該当する人は、**1人家族(あなた自身が生計維持者)**として扱うとともに、**証明書類の提出が必要**です。

●社会的養護を必要とする人の確認、書類提出  

社会的養護	満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で)次の施設に入所していた(いる)	
	<input type="checkbox"/> はい(「社会的養護を必要とする人」である) ●	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 「はい」を選んだ人は、以下の「入所施設等」と「入所年月」も選択します。 </div>
	<input type="checkbox"/> いいえ(「社会的養護を必要とする人」ではない)	
入所施設等	<input type="checkbox"/> 児童養護施設入所者等 <input type="checkbox"/> 児童心理治療施設入所者等 <input type="checkbox"/> 里親に養育されている(いた)	<input type="checkbox"/> 児童自立支援施設入所者等 <input type="checkbox"/> 自立援助ホーム入所者等 <input type="checkbox"/> ファミリーホームで養育されている(いた)
入所年月	(施設に入所した(里親に育てられた)のはいつからか→) (西暦) 年 月	



児童相談所等に一時保護されていた(いる)人の申告について

満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で)児童相談所等に一時保護されていた(いる)人は、「入所施設等：児童養護施設入所者等」を選択してください。



社会的養護を必要とする人に該当する場合は証明書類が必要です

あなたが「社会的養護を必要とする人」に該当する場合(1ページ)には、在籍する児童養護施設等が発行する「在籍証明書」や児童相談所等が発行する「児童(里親)委託証明書」等を提出し、施設等に在籍又は里親に養育されていた(いる)こと、児童相談所等に入所して(養育されて又は一時保護されて)いた(いる)ことを審査にて確認します。

奨学金申込時点のあなたの年齢によって証明する在籍日等が異なりますのでご注意ください。

奨学金申込時のあなたの年齢	必要な書類
18歳未満	奨学金申込時点で児童養護施設等に在籍又は里親に養育されていることを確認できる書類(27ページ【E】)
18歳以上	満18歳となる前日時点で児童養護施設等に在籍又は里親に養育されていることを確認できる書類(27ページ【E】)

※高等学校等卒業を理由に、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所(養育・一時保護)の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所(養育・一時保護)することとなった人はそのことが確認できる書類が必要です。

II 申込内容の確認

④世帯の状況（続き）

●家族分類チェック表の選択・記入

【家族分類チェック表・記入欄】にあなたの家族（奨学金申込時点であなたと同一生計の人）を記入してください。

記入欄の説明は次のとおりです。

「①続柄」欄	<ul style="list-style-type: none"> 家族の続柄を記入します。続柄は以下から選択して記入してください。 (注1)「本人」、「父」、「母」についてはあらかじめ印字しています。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>選択肢</td> <td>「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」</td> </tr> </table>	選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」
選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」		
「②漢字氏名」欄	<ul style="list-style-type: none"> 「父」「母」欄に、それぞれ父母の氏名を記入します。 (注2) 父・母は別居していても原則同一生計と見なします（記入が必要）。 (注3) 父（母）の再婚相手と同居している場合、原則同一生計と見なします（記入が必要）。この場合、続柄は「父」又は「母」を選択してください。 (注4) 行方不明、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できることがあります。 父母以外の家族の氏名を記入します。 (注5) 同一生計ではない親族（独立して生活している人（兄姉など））は記入不要です。 		
「③年齢」欄	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金申込時点の年齢を記入します。 		



続柄が「父」「母」以外のあなたと同一生計の家族については、あなた以外に最大13人までスカラネットに入力できますので、入力できる人数まで入力してください。

【家族分類チェック表・記入欄】奨学金申込時点であなたと同一生計の家族を記入します。



4人目以降は年齢の高い順に記入してください。

	①続柄	②漢字氏名		③年齢		①続柄	②漢字氏名		③年齢
		姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)				姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)	
1	本人				9				
②	父				10				
③	母				11				
4					12				
5					13				
6					14				
7					15				
8					16				
↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける					↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける				

※原則父母2名が生計維持者となるため、あらかじめ○を印字しています。

(注) 父母2名ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人（1名）が生計維持者となります。（7ページ）

(注) 社会的養護を必要とする人に該当する場合は、あなた自身が生計維持者となります。

II 申込内容の確認

⑤生計維持者の情報

●生計維持者の情報を選択・記入 

20ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。**入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力してください。**

	生計維持者①		生計維持者②	
続柄(※1)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父	
漢字氏名	姓(5文字まで)	名(5文字まで)	姓(5文字まで)	名(5文字まで)
カナ氏名	姓(15文字まで)	名(15文字まで)	姓(15文字まで)	名(15文字まで)
生年月日	(西暦) 年 月 日		(西暦) 年 月 日	



(※1) 続柄は、「父と母の2名」、「父又は母を1名」、「父母以外の人を1名」のいずれかの選択になります。生計維持者が義父(義母)または養父(養母)となる場合は、「父(母)」を選択してください。

(※2) 生計維持者の氏名が漢字・カナでない場合やミドルネームがある場合は、16ページの「氏名の入力方法」をよく読んで記入してください。

●2024年12月31日時点の生計維持者の扶養親族表の記入 

2024年12月31日時点の生計維持者の扶養親族について、本ページの記載を参照して記入しましょう。最大15人までスカラネットに入力できます(入力しきれない場合には、扶養している生計維持者よりも年下の扶養親族を優先的に入力のうえ、学校に相談してください)。

	生計維持者との関係	扶養している生計維持者よりも年下か(※)		生計維持者との関係	扶養している生計維持者よりも年下か(※)		生計維持者との関係	扶養している生計維持者よりも年下か(※)
1	<input type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	6	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	11	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上
2	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	7	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	12	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上
3	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	8	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	13	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上
4	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	9	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	14	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上
5	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	10	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上	15	<input type="checkbox"/> 生計維持者の子ども <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 年下 <input type="checkbox"/> 年上

(※) 扶養親族と扶養している生計維持者の生年月日が同一の場合は、「年下」を選択してください。

ここで申告した扶養親族は、JASSOがマイナンバーで確認する生計維持者(原則父母)の住民税情報における扶養親族の人数と比較します。扶養親族のうち「子ども」に該当する人数及び税情報によって、**あなたの世帯が多子世帯に該当するかどうかの判定**が行われます(9ページ参照)。なお、ここでの「子ども」とは、生計維持者の2024年12月31日時点の扶養親族のうち、次の(1)・(2)の両方の条件を満たす人が当てはまります。

- 生計維持者が令和6年(2024年)分の**年末調整等で申告した扶養親族であること**(※1)(※2)(※3)
- 生計維持者の尊属(注)でないこと、及び扶養している生計維持者より年長でないこと

注：尊属とは、父母、祖父母、おじおばなど、その人よりも上の世代の親族のことです。

- ※1 生計維持者が税の年末調整、確定申告又は住民税申告で2024年の12月31日時点で扶養している親族として申告し、対象となった人をいいます(扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません)。なお、税法上の控除額がない16歳未満の人も扶養親族に含まれます。
- ※2 2025年4月に就職して独立したきょうだいについても、2024年12月31日時点で生計維持者の扶養親族だったのであれば「子ども」に該当するため、申告の対象です。
- ※3 2025年1月1日以降に生まれた子どもはまだ税情報に反映されていないため、現段階では扶養親族に含めず、進学後、進学先に申し出てください。
- ※4 申告した扶養親族にあなたが含まれていない場合は、9ページにおける「多子世帯に属していない」として判定されます。
- ※5 いずれかの生計維持者が海外居住(29ページ)の場合、スカラネット上の申告ではなく別途提出が必要となる「海外居住者のための収入等申告書」で申告する扶養親族を「申告した扶養親族数」として判定します。

II 申込内容の確認

⑤ 生計維持者の情報（続き）

● 世帯における生活保護受給状況の確認 

	あなたの世帯
2025年1月1日時点 の生活保護の受給（※）	<input type="checkbox"/> はい（受給していた） <input type="checkbox"/> いいえ（受給していなかった）

（※）2025年1月1日時点で生活保護を受給していた場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい（受給していた）」を選んでください。なお、実際には受給していないにも関わらず「はい（受給していた）」を選択すると選考結果の通知時期に遅れが生じる原因となるため、正しく選択してください。

● 資産の申告 

あなた（申込者）と生計維持者の資産を記入しましょう（1万円未満は切り捨て）。



必ず「万円」単位で記入・入力してください。「円」単位で入力すると、**資産基準を満たさないため不採用**と判定されてしまう場合があります。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
万円	万円	万円	万円

● 資産の対象となるもの

- ・現金やこれに準ずるもの（退職金含む。投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券や投資信託（株式、国債、社債、地方債等）

※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

- ・満期や解約により現金化した保険

※住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

● 資産の対象とならないもの

- ・土地、建物等の不動産
- ・満期、解約前の保険の掛け金
- ・貯蓄型生命保険や学資保険

II 申込内容の確認

⑤ 生計維持者の情報（続き）

● 生計維持者が1人となる理由（生計維持者が父・母2名でない人のみ選択）



生計維持者が1人であると申告した人は、その理由についても申告が必要です。以下の選択肢のうち**最も近いもの**を選択してください。

※社会的養護を必要とする人（1ページ）については選択不要です。

※JASSOでの審査に疑義が生じた場合、後日理由を証明する書類の提出を求められることがあります。

申告した生計維持者	生計維持者が1人である理由
父1名又は母1名	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母の離婚等（※）により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計だった。 ※離婚調停中、DVによる別居中、未婚の場合なども含みます。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
父・母以外の親族等	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別していた。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されていた（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っていた）。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
あなた自身 （独立生計者）	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない状況だった。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母・祖父母ともに死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない状況だった。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養していた。
	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。



- ・父母が健在であれば**専業主婦（夫）の場合でも、父母2名を生計維持者として申告が必要**です。
- ・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、**結果の通知が大幅に遅れることがあります**。

II 申込内容の確認

⑥ 奨学金振込口座情報

● 公金受取口座の利用

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録している人は、公金受取口座を奨学金の振込先に指定することができます。

公金受取口座の利用

 希望します 希望しません

「希望します」を選択した場合、原則としてあなたが事前に登録した公金受取口座が奨学金の振込先になります。

公金受取口座を利用できない場合は、「進学届」の提出時に口座情報を入力する必要があります。

※公金受取口座の詳細については、デジタル庁ホームページをご確認ください。



III 必要書類の準備

①必要書類一覧

第III章では申込みに必要な書類を説明します。あなたの申告内容によって提出する書類が異なりますので、**必要書類について、よく確認してください。**

第II章「申込内容の確認」のページで選択した状況等により、必要な書類の記号を確認しましょう。**必要となる書類が提出されていない場合、結果の通知時期が大幅に遅れることがあります。** 

提出先	記号	提出が必要な人	提出する証明書	説明ページ
JASSO	A	全員	「奨学金確認書兼地方税同意書」	25 ページ
	B		申込者本人の身元確認書類	25 ページ

学校	記号	提出が必要な人	提出する証明書	説明ページ
	C	申込者本人の国籍が「日本国以外」かつ在留資格が「家族滞在」以外の人	在留資格の証明書類	26 ページ
	D	申込者本人の国籍が「日本国以外」かつ在留資格が「家族滞在」の人	在留資格の証明書類、入国日証明書類	26 ページ
	E	社会的養護を必要とする人	施設等の在籍証明書等	27 ページ
	F	マイナンバーを提出できない人	マイナンバー代用書類提出台紙【様式①】、マイナンバー代用書類	27 ページ
	G	2025年1月1日時点で海外居住していた申込者や生計維持者がいる世帯	年収等の実績計算書【様式②】、収入証明書等	27 ページ
	H		海外居住者のための収入等申告書	27 ページ

【注意】・「奨学金確認書兼地方税同意書」（申込者本人の身元確認書類を含む。）は、専用の青色の封筒（あらかじめ宛名が印刷されている封筒）に入れて**直接 JASSO へ郵送**してください。

・記号【C】【D】【E】を提出する方へ

提出する証明書類の余白に14ページでメモした受付番号、申込者氏名を必ず記入してください。

記入がない場合は申込者が特定できず、審査が遅れることがあります。

提出が必要な書類の記号を確認したら、25～27ページでその記号の書類の内容を確認し、用意しましょう。

III 必要書類の準備

①必要書類一覧（続き）

実際に準備する証明書や様式の名称と、準備する際の注意事項が記載されています。

注意事項を確認してから、書類を準備しましょう。

記号	提出する証明書	コピーの提出	発行元	注意事項
A	「奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人信用情報の取扱いに関する同意書」 （「奨学金確認書兼地方税同意書」）	不可	申込者及び 生計維持者が作成	<p>奨学金を申し込む人は、全員提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 印字されている「申込ID」及び「初期パスワード」はスカラネット入力を行う際に必要です。必ずスカラネット入力（マイナンバーの提出を含む。）が完了してから、簡易書留で郵送してください。 スカラネットログイン時に使用した「申込ID」が記載された「奨学金確認書兼地方税同意書」を提出してください。 <p> 万が一、スカラネット入力に使用した申込IDの「奨学金確認書兼地方税同意書」をなくした場合は、申込者本人からマイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）に電話をして再発行を依頼してください。別の「申込ID」が印字された「奨学金確認書兼地方税同意書」を提出した場合は申込者が特定できず、選考が行えません。</p> <p>書かれていることをよく読み、申込者本人（あなた）と生計維持者がそれぞれ自署をしてください。</p> <p><u>【マイナンバーを提出できない人へ】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを提出できない場合も、必ず提出が必要です。 <p>詳細は、28ページを参照してください。</p> <p>（注）「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出がなかったり、不備が解消しなかったりした場合は、選考が行えません。</p>
	身元確認書類	可	官公署・学校等	<ul style="list-style-type: none"> 申込者本人（あなた）の分のみ提出してください。 身元確認書類として認められる証明書類については、「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」で確認してください。

全員提出が必要な書類



上記 A・B の書類は青色の提出用封筒（あらかじめ宛名が印刷されている封筒）に入れて、簡易書留で直接 JASSO へ郵送してください。

III 必要書類の準備

①必要書類一覧（続き）

記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
C 申込者本人の国籍が「日本国以外」かつ在留資格が「 家族滞在 」以外の人の書類	特別永住者証明書	可	出入国在留管理庁	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格、在留期限が明記されているものが必要です。 ※通称名にて申し込む場合は、通称名が記載されている住民票の写しを提出してください。 ※証明書に記載の在留期限がスカラネット入力日より前の場合は、在留期間更新の申請をしたことを示す書類も併せて提出する必要があります。
	在留カード	可	出入国在留管理庁	
	住民票の写し	不可	市区町村	
D 申込者本人の国籍が「日本国以外」かつ在留資格が「 家族滞在 」の人の書類	在留カード	可	出入国在留管理庁	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格、在留期限が明記されており、かつ「外国人住民となった日」の情報が記載されていて、12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本国に入国していたことが確認できるものが必要です。 ※【在留資格証明書類】として住民票の写しを提出する場合かつ上記の記載事項が確認できる書類であれば、住民票の写し1枚のみの提出で構いません。
	住民票の写し	不可	市区町村	
	住民票の写し	不可	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 発行までに時間を要するため、対象となる「家族滞在」の人は早めに出入国在留管理庁へ開示請求を行い、JASSOから提出依頼があった際にすぐに提出できるようにしておきましょう。
	外国人出入国記録 ※後日提出可	不可	出入国在留管理庁	
	外国人登録原票	不可	出入国在留管理庁	
	出生届記載事項証明書（または出生証明書）	不可	市区町村	日本国で生まれた方は提出できます。



提出する証明書類の余白に14ページでメモした受付番号、申込者氏名を必ず記入してください。記入がない場合は申込者が特定できず、審査が遅れることがあります。

	記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
社会的養護を必要とする人の書類	E	在籍証明書	可	在籍施設	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍証明書について様式は問いませんが、在籍施設が発行する以下3点が分かる証明書 <ul style="list-style-type: none"> ①申込者の氏名 ②証明書の発行日 ③在籍期間（例：2024年1月1日～在籍中） ※里親に養育されている場合 ・養育期間が記載されており、申込時点で養育されていることが分かる証明書 ※一時保護されている（いた）場合 ・申込時点で18歳以上の人は18歳となる日の前日時点で（申込時点で18歳未満の人は申込時点で）一時保護されていたことがわかる児童相談所が発行した書類
		児童（里親）委託証明書	可	児童相談所	
		一時保護決定通知書	可	児童相談所	



提出する証明書類の余白に、14ページでメモした受付番号、申込者氏名を必ず記入してください。記入がない場合は申込者が特定できず、審査が遅れることがあります。

	記号	提出する証明書	コピーの提出	発行元	注意事項
マイナンバー代用書類	F	「マイナンバー代用書類提出台紙」【様式①】	可	申込者 又は 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者や生計維持者が海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない場合や、事情があってマイナンバーを提出できない場合に使用する台紙です。 ※マイナンバー代用書類の詳細は、28ページを確認してください。
	G	「年収等の実績計算書」【様式②】	可	申込者 又は 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者や生計維持者が2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で課税されていない場合に必要書類です。
	H	「海外居住者のための収入等申告書」【JASSOホームページ掲載の専用ツールで作成】	可	申込者 又は 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> ※この様式には添付が必要な書類があります。29～30ページに沿って手続きを進めてください。



①一度提出された書類は**いかなる理由があっても返却できません**。「コピー可」と書かれている書類はコピーを提出してください。

②スカラネットでの申告内容に応じて提出された書類を審査しますが、書類が不足している場合やJASSOでの審査において書類の内容や申込内容に疑義が生じた場合は、学校を通じて照会させていただくことがあります。この場合、選考結果の通知時期が大幅に遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

③スカラネットでマイナンバーを提出できない場合は、給付奨学生として採用された後も、毎年収入・所得に関する書類の提出が必要です。

III 必要書類の準備

②スカラネットでマイナンバーを提出できない場合

スカラネットでマイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得する情報の代わりとなる証明書類を提出する必要があります。

1. マイナンバーを提出できない人とは

- マイナンバー制度開始時点から日本国外に居住しているためマイナンバー自体が交付されていない人
- 事情によりマイナンバーを提出できない人

マイナンバーを提出できない人に当てはまった場合、スカラネットにて提出できない旨を申告します（36ページ）。



マイナンバー提出に関するよくある質問

- Q. 日本国内に住民登録されています。マイナンバーカードをまだ作成していないため、マイナンバーを提出できない人に当てはまりますか。
- A. マイナンバーカードを持っていない人でも、日本国内に住民登録されていればマイナンバーの提出が可能です。市区町村の窓口でマイナンバーが記載された「住民票の写し」を取得し、番号を確認することができます。

2. スカラネットでマイナンバーを提出できない人が提出する書類 

①「奨学金確認書兼地方税同意書」【JASSOに直接郵送】

提出先	書類名	説明
JASSO	「奨学金確認書兼地方税同意書」 (必ず原本)	「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットに同封している書類です。あなた（申込者本人）と生計維持者のそれぞれが自署をしますが、マイナンバーを提出できない生計維持者については、あなた（申込者本人）がその人の氏名、生年月日等の情報を記入してください。 なお、 あなた（申込者本人）がマイナンバーを提出できない人である場合も、あなた（申込者本人）は必ず自署をしなければなりません。

②マイナンバーに代わる提出書類【学校に提出】（マイナンバーを提出できない人の分のみ）

提出先	提出が必要な人	必要な書類
学校	スカラネットでマイナンバーを提出できない人 全員	「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式②】
		「令和7年度 課税（所得）証明書」または「令和7年度 非課税証明書」 ※以下①～⑧の項目すべての記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 ⑧ 税額控除前所得割額 なお、②又は③の記載がない場合は、それぞれ0円として審査します。 海外居住等により「課税（所得）証明書」や「非課税証明書」を取得できない場合 ※2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がない方は、課税証明書等は取得できないため、代わりに、収入等に関する追加書類（29ページ）を提出してください。
	生活保護受給者	「生活保護受給証明書」 ※2025年1月1日時点で受給していたことがわかるもの



- ・いずれもコピーでの提出が可能です。
- ・「令和7年度 課税（所得）証明書」又は「令和7年度 非課税証明書」及び「生活保護受給証明書」は、お住まいの市区町村より発行を受けてください。
- ・JASSOへマイナンバーを提出した人であっても、提出されたマイナンバーで必要な情報を確認できなかった場合には、後日、上記書類の提出を求めることがあります。

III 必要書類の準備

③ 申込者や生計維持者が海外居住の場合

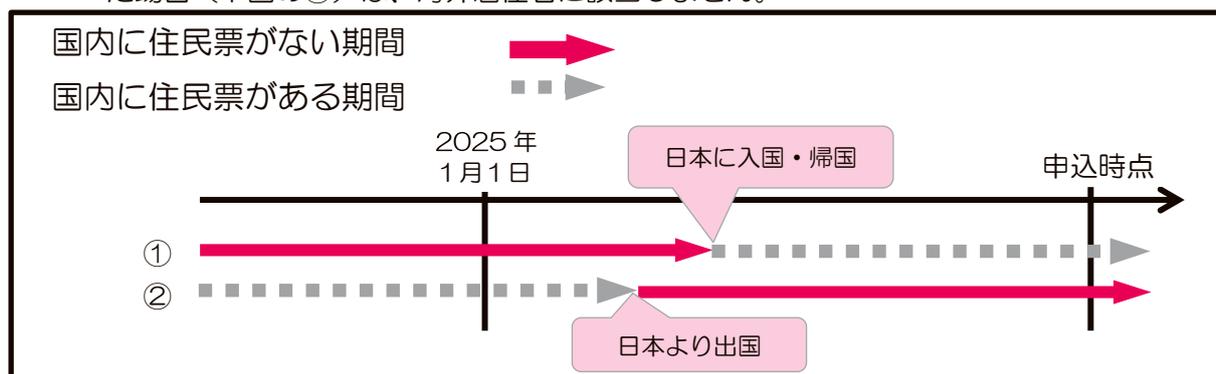
2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で住民税が課税されていない場合、マイナンバーで必要な情報が取得できないため、追加で提出する書類があります（29～30ページ）。

1. 該当する人

2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった申込者及び生計維持者



- ① 申込時点で日本へ帰国している場合でも、2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった場合（下図の①）は、海外居住者に該当します。
- ② 申込時点で日本国内に住民登録がなくても、2025年1月1日時点で日本国内に住民登録があった場合（下図の②）は、海外居住者に該当しません。



2. 必要な提出書類

提出先	提出する証明書	説明
JASSOに簡易書留で直接郵送	「奨学金確認書兼地方税同意書」	海外に居住している場合でも、提出が必要です（25ページ【A）・【B】）。
学校に提出（①～③をすべて提出）	①「年収等の実績計算書」【様式②】	2024年（1月～12月）の収入等の計算過程を明確にするための様式です。必要事項を記入したものを提出します。
	②あなた（申込者本人）及びすべての生計維持者の収入等の証明書類	①で用意した「年収等の実績計算書」【様式②】で申告した収入等の証明書類を提出します。書類の詳細については、30ページの「収入等の証明書類」にて確認してください。
	③「海外居住者のための収入等申告書」	2024年（1月～12月）の収入等を申告し、審査に必要な値を算出するための専用ツールです。次のJASSOホームページよりダウンロードしてパソコン上で必要項目を入力し、印刷したものを提出します。国内居住者は、マイナポータル又は課税証明書より必要金額を入力します。

● 海外居住者のための収入等申告書

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoku.html>
「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」（Excel）

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。



III 必要書類の準備 ③申込者や生計維持者が海外居住の場合（続き）

海外居住者が提出する証明書類 

証明書類	必要書類の詳細	
	2025年1月1日時点で日本国内に 住民登録がなかった人	左記に 該当しない 生計維持者
2024年 (1月～12 月)の 収入等の 証明書類	<p>2024年（1月～12月）の収入等として該当するいずれかの証明書類の提出が必要です。（複数該当する場合はすべて）</p> <p>※いずれも日本語訳を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入があった場合 2024年1月～12月までの給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です。 ・公的年金等の収入があった場合 2024年の1年間の受給金額がわかる通知書等（年金証書等月額が分かるもの） ・給与・年金以外の所得があった場合 2024年1月～12月までの帳簿 ・無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する2024年の1年間の無収入の証明書 （無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書） ★収入・所得が存在しない旨の「公的な証明書」を提出してください。 「公的な証明書」については、いち個人やいち企業により私的に作成されるものでなければ足りることとします（発行者について、公職に就いている者、弁護士、公証人、ケースワーカーといった類の職名や、役場や税務署といった公的と考えられる団体名が明らかであれば足りる）。 	不要
扶養等の 証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）や、世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの 生計維持者のうちもう一方が国内に居住している場合には、国内の生計維持者が扶養している世帯構成員のものを含めてください。 ・※多子世帯に該当するかどうかの判定に使用されます。 ・生計維持者が1人である場合は、生計維持者が1人であることの証明となる戸籍謄本等 	
障がい者控除 の証明書類	（該当する人がいる場合のみ） 障害者手帳 のコピー等	不要



- ①海外で収入を得ている場合は2024年1月～12月の収入証明書類の提出が必要です。
- ②「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）です。
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。
- ③無収入の場合は、居住国の公共機関が発行する**無収入証明書**の提出が必要です。**無収入であることが分かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込みません。**
- ④扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、「海外居住者のための収入等申告書」（29ページ）での申告にかかわらず、**該当者がいないものとして取り扱います。**
- ⑤扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類につきましては、2024年12月31日時点の状況が反映されたものを提出してください。

IV スカラネット入力

入力・送信の流れと注意点

申込内容と必要書類の確認が終わった人は、スカラネットにログインし、本冊子の 16 ページ～23 ページに あらかじめ記入した内容を見ながら入力を進めてください。 **16 桁の受付番号が表示されたら入力完了**です。

1. 入力前の準備

次の準備ができているか確認しましょう。

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	(1) メールアドレスの準備 <ul style="list-style-type: none"> 利用可能なメールアドレスを準備しましたか。 初回ログイン時には jsas@ses.jasso.go.jp より認証コードをメール送信します。受信できるようメールアプリ等の設定を確認してください。
<input type="checkbox"/>	(2) 入力内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> 本冊子の 16 ページ～23 ページに申込内容の下書きを行いましたか。
<input type="checkbox"/>	(3) マイナンバー提出の準備 <ul style="list-style-type: none"> マイナンバー提出に備え、あなたと生計維持者のマイナンバー及び住民票住所を確認するための書類（マイナンバーカード等）を用意しましたか（36～38 ページ）。

2. 受付時間と動作環境

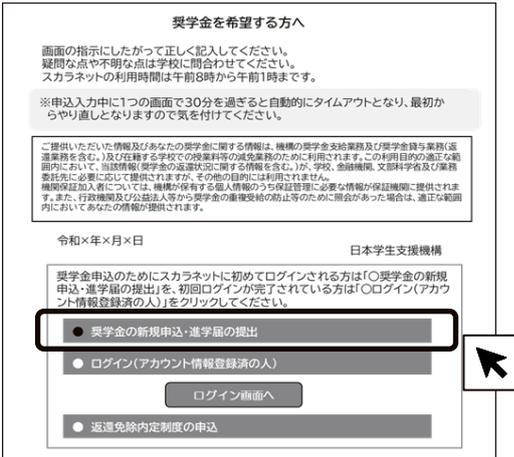
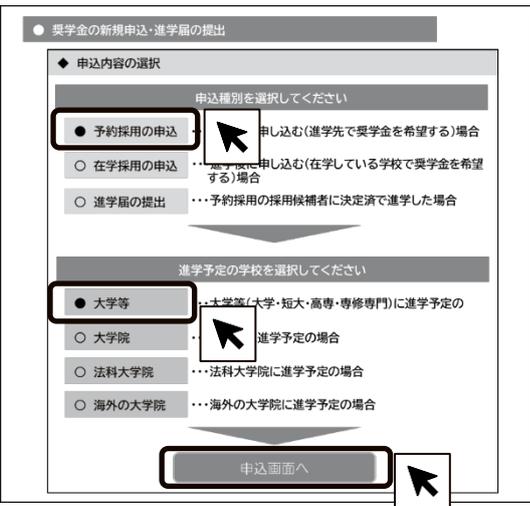
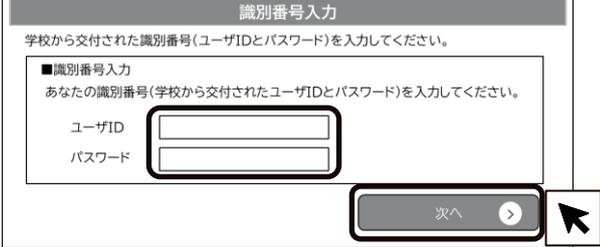
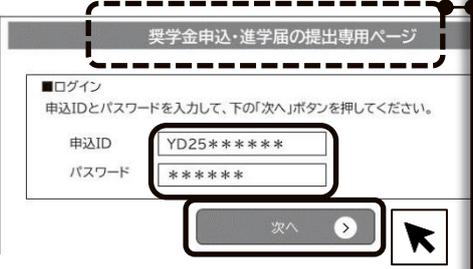
- 受付時間 8：00～25：00（24：00～25：00は翌日受付扱い）
（最終締切日の受付時間は8：00～24：00）
- 動作環境 PC・スマートフォン・タブレットのいずれからでも入力が可能です。
 OS : Microsoft Windows 10、11
 iOS 16以上、iPadOS 16以上、Android 12以上
 ブラウザ： Microsoft Edge
 Mobile Safari、Android用モバイル版Google Chrome
 ※iOS及びiPadOSはSafari、AndroidはGoogle Chromeにのみ対応しています。
 ※推奨する詳細な製品名等は、スカラネットのトップページを参照してください。
- 対応文字 Windows-31J（JIS第一・第二水準を含む）の文字が入力できます。
 ※エラーになった場合は、**通用字体に替えて（通用字体が無い場合はひらがなで）入力**してください。

IV スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点（続き）

3. ログイン（アカウント情報の登録）

(1) はじめてスカラネットへログインする場合（**アカウント情報の登録**）

はじめてスカラネットにログインする場合は、**最初にアカウント情報の登録**を行います。

●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）	
①	スカラネットにアクセスします。 次の URL 又は二次元コードからスカラネットのログインページへアクセスしてください https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 
②	「 奨学金の新規申込・進学届の提出 」をクリック  します。 
③	「 ◆申込内容の選択 」の下にメニューが表示されます。 ・「申込種別を選択してください」にて「 予約採用の申込 」をクリックします。 ・次に「進学予定の学校を選択してください」にて「 大学等 」をクリックします。 ・最後に「 申込画面へ 」をクリックします。 
④	「 識別番号入力 」画面が表示されたら、 学校から渡された識別番号（ユーザIDとパスワード） を入力し、「 次へ 」をクリックします。 
⑤	「 奨学金申込・進学届の提出専用ページ 」画面が表示されたら、「 奨学金確認書兼地方税同意書 」に記載されている 申込ID と 初期パスワード を入力し、「 次へ 」をクリックします。  【注意】 この画面で学校から渡された識別番号とパスワードを入力するとエラーとなります。必ず「 奨学金確認書兼地方税同意書 」に記載された 申込ID と 初期パスワード を入力してください。

●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）

⑥ あなたのメールアドレスと新しいパスワードを入力したら「送信」をクリックします。登録したメールアドレス宛に「認証コード」が送信されます。

あなたが設定したパスワードを忘れないように、必ず14ページにメモしておきましょう。

●登録するメールアドレスについて

- ・申込IDやパスワードを忘れた場合の申込IDの通知やパスワード初期化の認証、また、マイナンバーの再提出が必要になったことの通知及びその督促に使用されます。
- ・「送信」をクリックすると入力したメールアドレスに**認証コード**が送信されます。迷惑メール設定をしている場合は認証メールが届かない可能性があります。jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できるようにしてください。

●パスワードの管理について

- ・第三者に推測されやすい数字や英字（生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等）を使用しないでください。
- ・第三者にパスワードを教えないでください。
- ・第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでください。

●パスワードの作成条件

- ・半角の英字、数字を含む組合せであること。
- ・8～16文字以内であること。
- ・申込IDと異なる文字列であること。
- ・現在登録済みのパスワードと異なるものであること。

⑦ ⑥で登録したメールアドレスに**認証コード**が送信されます。スカラネット入力画面へ戻り、届いた**認証コード**を入力し「**認証**」をクリックします。

※認証コードの有効期限は送信ボタンクリック後30分間です。
30分経過後は認証コードが無効になりますので、①から入力をやり直してください。



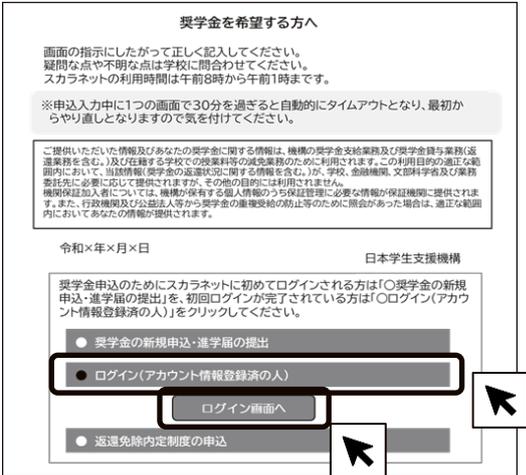
●メールを受信できない場合

- ・「再送信」をクリックします。
- ・⑥の画面に戻ります。メールアドレスに誤りがなく、jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できる設定になっていることを確認のうえ、「送信」をクリックします。

⑧ 右図のアカウント情報登録完了画面が表示されたら、アカウント情報の登録完了です。「次へ」をクリックすると「メインメニュー」に移動します。

(2) アカウント情報登録後にスカラネットへログインする場合

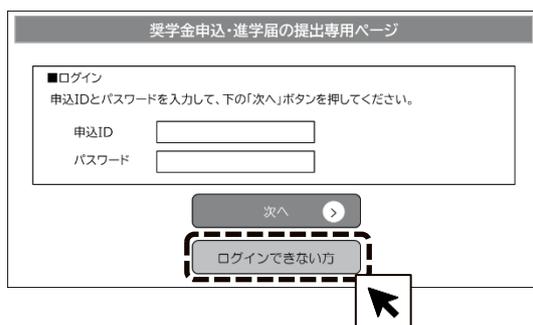
アカウント情報を登録済みの場合は、次の手順でスカラネットにログインします。

●アカウント情報登録後にスカラネットへログインする方法		
①	スカラネットにアクセスします。	次の URL 又は二次元コードからスカラネットのログインページへアクセスしてください https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 
②	「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックすると表示される「ログイン画面へ」をクリックします。	 <p>奨学金を希望する方へ</p> <p>画面の指示にしたがって正しく記入してください。 疑問な点や不明な点は学校に問合せてください。 スカラネットの利用時間は午前8時から午前1時までです。</p> <p>※申込入力中に1つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトとなり、最初からやり直しとなりますので気を付けてください。</p> <p>ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等の授業業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。 機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。</p> <p>令和×年×月×日 日本学生支援機構</p> <p>奨学金申請のためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン(アカウント情報登録済の人)」をクリックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奨学金の新規申込・進学届の提出 ● ログイン(アカウント情報登録済の人) ● 返還免除内定制度の申込 <p>ログイン画面へ</p>
③	申込IDとアカウント情報登録時にあなたが設定したパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。 ※ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックし、パスワード再設定等を行ってください。	 <p>奨学金申込・進学届の提出専用ページ</p> <p>■ログイン 申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。</p> <p>申込ID <input type="text"/></p> <p>パスワード <input type="password"/></p> <p>次へ</p> <p>ログインできない方</p>

⚠ スカラネットログイン用の申込ID・パスワードを忘れた場合

スカラネットへログインするためには、あなたが本冊子14ページにメモをした「申込ID」と「変更後のパスワード」が必要です。

万が一忘れてしまった場合は、33ページであなたが設定したメールアドレスを使って申込IDを確認したり、パスワードの再設定を行ったりすることができます。



奨学金申込・進学届の提出専用ページ

■ログイン
申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

申込ID

パスワード

次へ

ログインできない方

スカラネットのログイン画面（奨学金申込・進学届の提出専用ページ）にある「ログインできない方」をクリックして、申込IDの確認やパスワード再設定を行うための画面へ進んでください。

IV スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点（続き）

4. 入力・確認・送信

スカラネットにログインするとメインメニューが表示されます。

メインメニューの左上にある「大学等予約申込」をクリックすると、奨学金申込入力画面へ進むことができますので、あらかじめ本冊子の16～23ページに記入した内容を見ながら、入力します。

入力画面は1画面あたり30分以内の制限時間を設けていますので注意してください。



メインメニュー

- お知らせ
- 奨学金の申込み
 - 大学等へ進学予定で奨学金を申し込む場合は、下の「大学等予約申込」ボタンを押してください。
 - 大学等予約申込
- 申込状況
 - 申込み状況を確認する場合は、下の「申込状況の確認」ボタンを押してください。
 - 申込状況の確認
- 奨学金の申込を辞退
 - 奨学金の申込を辞退する場合は、下の「奨学金の申込の辞退」ボタンを押してください。
 - 奨学金申込の辞退
- 申込内容の確認と訂正
 - 申込内容の確認や、誤入力のため訂正する場合は、下の「申込内容の確認・訂正」ボタンを押してください。
 - 申込内容の確認・訂正
- 個人番号（マイナンバー）の提出等
 - ※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままでと選考できません。
 - ※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。
 - 提出対象者
 - 個人番号（マイナンバー）提出状況
 - 申込者本人
 - 生計維持者①
 - 生計維持者②
 - 個人番号（マイナンバー）の提出等
- パスワード・メールアドレスの変更
 - スカラネットログイン時のパスワード・メールアドレスを変更する場合は、下の「パスワード・メールアドレスの変更」ボタンを押してください。
 - パスワード・メールアドレスの変更
- ログアウト
 - ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。
 - ログアウト

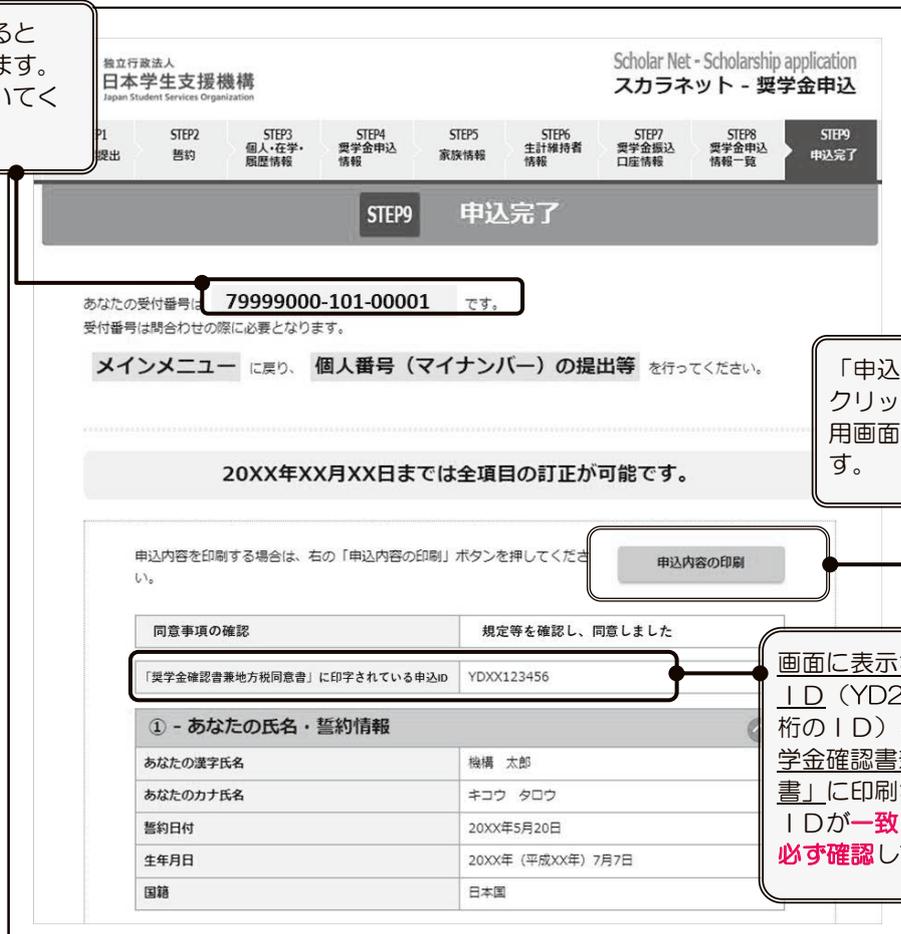
入力内容の一時保存について

入力途中で一時保存し、後日入力を再開することも可能ですが、一時保存状態のまま申込みが完了しなかった（受付番号発行まで進めなかった）場合には**奨学金申込みを辞退したものと**して取り扱いますのでご注意ください。

5. 受付番号の確認・メモ

正常に送信が完了すると「申込完了」画面が表示されます。画面上に「受付番号」が表示されますので、忘れないよう14ページにメモしておきましょう。

正常に送信が完了すると**受付番号**が表示されます。忘れずにメモしておいてください。



独立行政法人 日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

Scholar Net - Scholarship application
スカラネット - 奨学金申込

STEP1 提出 STEP2 誓約 STEP3 個人・在学・履歴情報 STEP4 奨学金申込情報 STEP5 家族情報 STEP6 生計維持者情報 STEP7 奨学金申込口座情報 STEP8 奨学金申込情報一覧 STEP9 申込完了

STEP9 申込完了

あなたの受付番号は **79999000-101-00001** です。
受付番号は問い合わせの際に必要となります。

メインメニュー に戻り、 **個人番号（マイナンバー）の提出等** を行ってください。

20XX年XX月XX日までは全項目の訂正が可能です。

申込内容を印刷する場合は、右の「申込内容の印刷」ボタンを押してください。

申込内容の印刷

同意事項の確認 規定等を確認し、同意しました

「奨学金確認書兼地方税同意書」に印字されている申込ID YDXX123456

① - あなたの氏名・誓約情報

あなたの漢字氏名	機構 太郎
あなたのカナ氏名	キコウ タロウ
誓約日付	20XX年5月20日
生年月日	20XX年（平成XX年）7月7日
国籍	日本国

「申込内容の印刷」をクリックすると、印刷用画面が表示されます。

画面に表示されている申込ID（YD25で始まる10桁のID）とお手元の「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されている申込IDが**一致していることを必ず確認**してください。

IV スカラネット入力

マイナンバー提出用画面へのログイン・入力

6. マイナンバー提出用画面へのログイン



※画像は2025年1月時点のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

メインメニュー

お知らせ

奨学金の申込み
大学等予約申込みは完了しています。

申請完了

申請状況
申込み状況を確認する場合は、下の「申請状況の確認」ボタンを押してください。

申請状況の確認

申請内容の確認と訂正
申請内容の確認や、誤入力のため訂正する場合は、下の「申請内容の確認・訂正」ボタンを押してください。

申請内容の確認・訂正

奨学金の申請を辞退
奨学金の申請を辞退する場合は、下の「奨学金申請の辞退」ボタンを押してください。

奨学金申請の辞退

個人番号（マイナンバー）の提出等
必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままでと選考できません。

個人番号（マイナンバー）の提出等

パスワード・メールアドレスの変更
スカラネットログイン時のパスワード・メールアドレスを変更する場合は、下の「パスワード・メールアドレスの変更」ボタンを押してください。

パスワード・メールアドレスの変更

ログアウト
ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

ログアウト

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	未提出
生計維持者①	未提出
生計維持者②	未提出

個人番号（マイナンバー）の提出等

35ページの「申込完了」画面が表示された後、スカラネット「メインメニュー」画面に移ると、画面左下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンが押せるようになります。このボタンを押すとマイナンバー提出用画面へ移動します。

スカラネット入力完了前は「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは押せません。

マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、右図のとおり「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「-」となっています。

マイナンバー提出等の手続きは、申込完了後に行ってください。

個人番号（マイナンバー）の提出等

必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままでと選考できません。

個人番号（マイナンバー）の提出等ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	-
生計維持者①	-
生計維持者②	-

個人番号（マイナンバー）の提出等

マイナンバー提出の手続きは、あなたが行います。

マイナンバー提出用画面では、あなたと生計維持者のマイナンバーを入力し、提出しますが、**それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけです。**あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身がマイナンバー提出の手続きを行うようにしてください。

7. 必要情報の入力

(1) スカラネットで入力した情報の確認

あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名の情報を確認します。

全員の情報に誤りがない場合は、各人の「確認しました」にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、スカラネットで情報の訂正を行ってください（39ページ）。正しい情報が表示されたことを確認したら「確認しました」にチェックを付けてください。

(2) マイナンバー提出可否の選択

全員の情報が正しいことを確認したら、あなた、生計維持者①及び②の各人について、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。

日本学生支援機構
Scholar Net - Scholarship application
個人番号提出用システム

STEP1 個人番号提出可否

表示されている情報に誤りがある場合はメインメニューに戻り、スカラネットでの訂正してください。

1. 入力されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報

項目	情報
漢字氏名	梅原 太郎
カナ氏名	メダラ タロウ
奨学金申込時に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷三丁目 1-0番 7号
生年月日	2002年4月1日

あなたの情報に誤りがないか確認してください。

確認しました

あなた以外の個人番号を提出できますか。

提出できます 提出できません

2. 選択されている生計維持者②の情報は以下のとおりです。

生計維持者②の情報

項目	情報
続柄	母
漢字氏名	梅原 母
カナ氏名	メダラ /ハハ
生年月日	1980年1月1日

生計維持者②の情報に誤りがないか確認してください。

確認しました

生計維持者②の個人番号を提出できますか。

提出できます 提出できません

メインメニューに戻る

次へ

入力がおわったら「次へ」を押してください

原則として「提出できます」を選択してください

「提出できません」は、やむを得ない事情がある方についてのみ選択してください。

「提出できません」を選択した方については、証明書類の提出が必要になります（28ページ）。

IV スカラネット入力

マイナンバー提出用画面へのログイン・入力（続き）

(3) 住民票住所の入力

あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で請求できる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカードをお持ちの場合は、そのおもて面でも確認できます。

郵便番号7桁を入力して「**住所検索**」ボタンを押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。なお、生計維持者①及び②については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、「**申込者本人と同じ住所を自動表示する**」ボタンを押すことで、入力を省略できます。

「個人番号提出可否」画面で「**提出できません**」を選択した方については、次のように表示されます。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

(4) マイナンバーの提出

あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名のマイナンバー12桁を入力します。

入りに先立ち、あなた、生計維持者①及び②のマイナンバーを確認するための書類を準備しておいてください。生計維持者のマイナンバーを確認するための書類は、**必ず生計維持者の許可を得たうえで受け取ってください**。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

- ・マイナンバーカードうら面
- ・マイナンバー記載の住民票の写し

（お住まいの市区町村で請求）

マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある「**個人番号を表示**」ボタンを押している間だけ、入力したマイナンバーが表示されます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず2か所の「個人番号を表示」ボタンを押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、生計維持者のマイナンバーは生計維持者の欄に、それぞれ正しく入力されていることも必ず確認してください。

入力がおわったら「次へ」を押してください

入力がおわったら「次へ」を押してください

※入力したマイナンバーは、「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ表示されます。

IV スカラネット入力

マイナンバー提出用画面へのログイン・入力（続き）

(5) 入力内容の確認及び送信

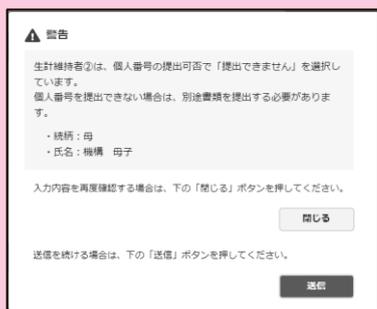
①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します。（マイナンバーだけは、「個人番号を表示」ボタンを押して確認します。）

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある「～を訂正する」ボタンを押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の「送信」ボタンを押します。

「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択した方が1名でもいる場合は、「送信」ボタンを押した後、右図の警告が表示されます。

問題がなければ警告内の「送信」ボタンを押し、送信をやめる場合は「閉じる」ボタンを押してください。



⚠️ 送信前に必ずご確認ください！

「送信」ボタンを押すと、入力内容の訂正はできません。特にマイナンバーについては、あなたと生計維持者のマイナンバーが逆に入力されていないか、お手元の書類の記載どおりに入力しているか、念入りにご確認ください。

(6) マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で「送信」ボタンを押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、メインメニューに戻るか、ログアウトします。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内にJASSOまで郵送してください。

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	提出済
生計維持者②	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することができますが、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは押せなくなり、入力した情報を訂正したり、誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認したりすることはできません。入力内容に誤りがあった場合は、奨学金の選考が遅れます。

IV スカラネット入力 スカラネット入力後の訂正

8. 入力内容に誤りがあった場合

スカラネットに誤った情報を入力した場合は、再度スカラネットにログインすることで申込内容の訂正を行うことが可能です。下表のとおり **訂正可能な項目は受付番号発行後の経過期間によって異なります**ので注意してください。

なお、奨学金は申込時点の状況で審査・選考を行いますので、**申込後に変更となった内容については、訂正する必要はありません。**

項目・訂正内容	訂正期間A (受付番号発行日の翌日から 5日間)(注1)	訂正期間B (訂正期間Aの経過後から JASSOでの審査完了まで) (注2)
あなた自身の情報・家族に関する情報等 ※申込時点で入力を誤った場合：訂正手続きが必要 申込後に変更となった場合：訂正手続き不要	訂正可	<u>一部</u> 訂正可
公金口座の登録	訂正可	訂正可



(※1) 受付番号が発行された日(スカラネット入力完了日)の翌日から5日間は、すべての項目の訂正が可能です。

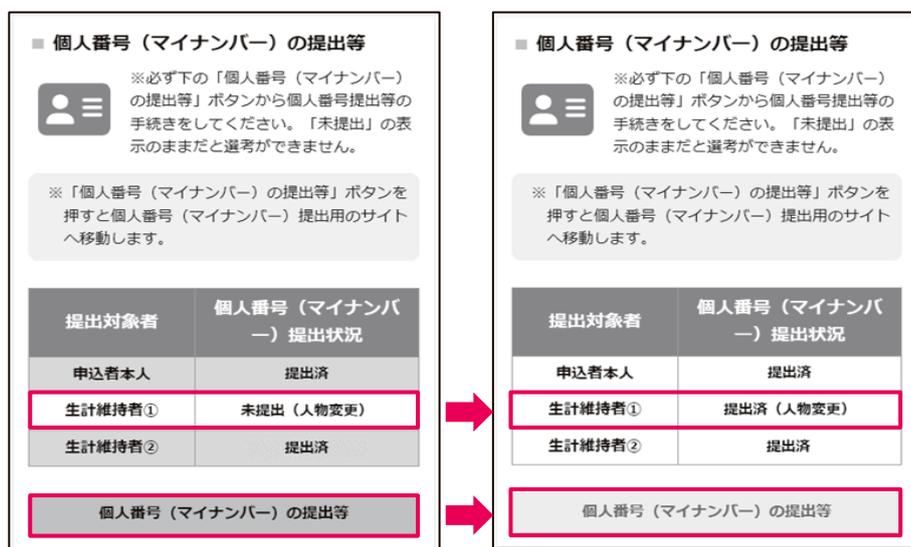
(※2) 訂正期間Bでは、JASSOでの審査が完了するまでの間に限り、一部項目の訂正が可能です。訂正可能な項目は、スカラネットにログインして確認することができます。なお、訂正可能な項目でもJASSOでの審査により訂正が認められない場合があります。

●マイナンバー提出後に生計維持者を変更又は追加した場合

生計維持者を変更又は追加した場合は、その生計維持者のマイナンバーを提出する必要があります。下図のとおり、該当者の「個人番号(マイナンバー)提出状況」の項目に「**未提出(人物変更)**」と表示されますので、該当者について、改めて36~38ページの手続きを行ってください。

手続きが完了すると、「**個人番号(マイナンバー)の提出等**」ボタンは再び押せなくなり、表示も「**提出済(人物変更)**」に変わります。

マイナンバーの再提出が必要となった場合は、33ページで登録したあなたのメールアドレスに、メールでお知らせします。スカラネット入力完了後も、登録したメールアドレスの削除やメール受信設定の変更はしないようにご注意ください。



V 書類の提出

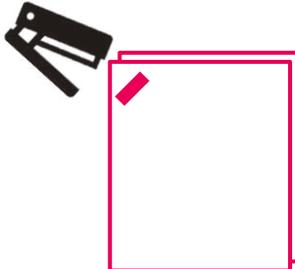
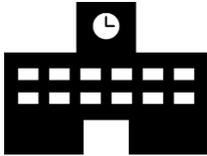
書類提出の注意点

1. 受付番号の記入（該当者のみ） 

「受付番号」欄が存在する書類を提出する場合は、14ページにメモしておいた「受付番号」を記入します（該当者のみ）。「受付番号」欄が存在しない書類を提出する場合は、余白に14ページにメモしておいた「受付番号」及びあなたの氏名を記入してください。

2. 書類の仕分け・封入・提出 

あなたの必要な提出書類を確認し、不備がないように提出します。

	全員提出が必要な書類	該当者のみ提出する書類
① 書類の仕分け	<ul style="list-style-type: none"> ● 「奨学金確認書兼地方税同意書」 ● 申込者本人の身元確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申込者本人の在留資格に関する証明書類 ○ 社会的養護に関する証明書類 ○ マイナンバーに代わる提出書類 ○ 海外居住者の追加書類
② 封入等	<p>「奨学金確認書兼地方税同意書」提出用封筒（青色）に封入</p> 	<p>上の順に重ねて複数枚になる場合は左上1点ホチキス留め</p>  <p>※提出書類が一枚のみの場合は、ホチキス留めは不要です。</p>
③ 提出	<p>郵便局から簡易書留で JASSO に提出</p> 	<p>学校に提出</p> 
	<p>期限：マイナンバー提出完了後1週間以内</p>	<p>期限：学校の定める期限</p>

※「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出方法の詳細は、「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット（青色の封筒）に入っている「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」（説明資料）を確認してください。
 ※誤って「奨学金確認書兼地方税同意書」を学校へ提出したり、「学校に提出する書類をJASSOへ郵送」したりするなど、**提出先を誤った場合にはそれぞれ再提出が必要**となります。

これで、申込み手続きはすべて完了です。
 JASSO で審査・選考をおこない、結果を学校に送付します（結果は学校から受け取ります）。

VI 申込後

申込内容・審査状況・選考結果の確認

1. 申込内容や審査状況の確認

申込後（受付番号発行後）にスカラネットへログインすることで申込内容や審査状況などを確認することができます。

あなたが提出した書類の審査についての受付状況などもこちらから確認することができます。



スカラネットログイン用の申込IDとパスワードを忘れてしまった場合の対応方法については、34ページを参照してください。



2. 提出書類等に不備がある場合

あなたが提出した書類に不足や不備があった場合や、JASSOでの審査において申告内容に疑義が確認された場合には、次のとおりJASSOからあなたへ照会します。

照会には回答期限を設けています。**期限までに回答を確認できない場合・不備が解消されない場合には不採用として結果を通知することがあります**ので、照会内容を確認のうえ、必ず期限までに回答を提出してください。

(1) 「奨学金確認書兼地方税同意書」（申込者本人の身元確認書類含む）又はマイナンバーに不備がある場合

不備の内容により、以下のいずれかの方法でJASSOからあなたへ直接照会を行います。照会が来た場合は、**無視せず必ず対応**してください。



- 郵送で照会する場合：あなたが**スカラネットで登録した現住所に対し、簡易書留で照会票を郵送**します。照会票の内容をよく読み、期限までに対応してください。
- 電話で照会する場合：マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）から、あなたが**スカラネットで登録した電話番号に架電**します。
- メールで照会する場合：33ページであなたが設定したメールアドレスにメールを送信します。（提出したマイナンバーが誤っていた場合のみ。下記参照。）

※提出したマイナンバーが誤っていた場合

JASSOは、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／生計維持者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／生計維持者のものであるか）を確認します。その結果、**あなたと生計維持者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、下図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（要再提出）」と表示されますので、該当者について改めて36～38ページの手続きを行ってください。手続きが完了すると「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（再提出）」に変わります。**

マイナンバーの再提出が必要となった場合は、33ページで登録したあなたのメールアドレスに、メールでお知らせします。スカラネット入力完了後も、登録したメールアドレスの削除やメール受信設定の変更はしないようご注意ください。

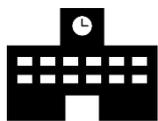
個人番号（マイナンバー）の提出等	
※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままでと選考ができません。	
※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。	
提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	未提出（要再提出）
生計維持者②	提出済
個人番号（マイナンバー）の提出等	

個人番号（マイナンバー）の提出等	
※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままでと選考ができません。	
※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。	
提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	提出済（再提出）
生計維持者②	提出済
個人番号（マイナンバー）の提出等	

VI 申込後

申込内容・審査状況・選考結果の確認（続き）

- (2) 「奨学金確認書兼地方税同意書」以外の書類に不備がある場合やスカラネット申告内容に疑義がある場合



JASSOから奨学金を申し込んだ高等専門学校に照会票を郵送します。不足している書類等を案内しますので、高等専門学校より受け取った照会票に記載の書類をととのえて期限までに提出してください。

※提出先は照会票にてご案内します。なお、「奨学金確認書兼地方税同意書」とは提出先が異なります。
誤った提出先に郵送した場合、書類の再提出が必要となります。

3. 選考結果の確認

あなたのスカラネットでの申告内容や提出書類について審査を行い、選考できる状態になった人から順次選考を行います。

なお、**提出された書類等に不備がある場合には、結果の通知時期が大幅に遅れることがあります**ので、あらかじめご留意ください。

「採用候補者決定通知」は進学時の手続きに必要になりますので、紛失しないよう厳重に保管してください。

- (1) 選考結果の通知時期

奨学金の申込時期により異なりますので、学校へ確認してください。

- (2) 選考結果の確認方法

予約採用の申込みを行った高等専門学校を通して「採用候補者決定通知」又は「選考結果通知」を交付します。また、スカラネットから選考結果を確認することもできます。

- (3) 誤って「採用候補者決定通知」を紛失してしまった場合

高等専門学校を通して交付する「採用候補者決定通知」の再発行はできません。

ただし、スカラネットから簡易版の通知を印刷することができますので、**万が一紛失してしまった人はスカラネットから簡易版の印刷**を行い、進学先等での手続きに利用してください。

奨学金が不要になった場合

決定した奨学金は必ず利用しなければならない訳ではありません。奨学金を利用しない場合、進学時の手続きを行わなければ辞退したものと扱います。

※奨学金を辞退する場合であっても一度提出された書類の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

VII 進学後の手続き ①申込みから支給終了までの流れ

進学前

春～ 申込み（4月下旬～）

高等専門学校から申込書類を受け取り、募集している提出期限等を確認します。
インターネットで申込情報を入力し、必要に応じて書類を高等専門学校に提出します。

春～ マイナンバーの提出（4月下旬～）

インターネットで申込みをした後、あなたと生計維持者のマイナンバーをインターネットで提出します。
その後、1週間以内に「奨学金確認書兼地方税同意書」を簡易書留でJASSOへ郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等専門学校を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

進学後

春～ 進学（2026年4月以降）

- 「採用候補者決定通知」等必要書類の提出
進学先の大学等に必要書類を提出し、進学届の提出に必要なIDとパスワードをもらいます。
- 「進学届」の提出
インターネットで「進学届」を提出します。
※授業料等減免（46ページ参照）については、別途進学先の大学等が定める方法により支援を受けるための手続きを行います。必ず進学先の大学等に手続方法を確認してください。

○採用決定、奨学金の振込開始

「進学届」の提出確認後、奨学金の振込みが始まります。

（毎月の奨学金の振込み）

- 在籍報告（毎年4月）
- 適格認定（家計）（毎年秋）
- 適格認定（学業成績等）（毎年学年末★）

（奨学金支給中）

★高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校等は毎年学年の半期ごとに行います。
※適格認定（家計）の結果により、支給額の見直しなどを行います。

※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給が止まったりする可能性があります。

※ 奨学金支給中も、マイナンバーにより取得した収入・所得の情報等を用いて支援区分の見直しを行います。

支給終了（卒業）



給付奨学生採用後の新規申込みの制限

給付奨学生に採用された後で、退学等により給付奨学金の支給が打ち切られた場合、他の大学等に再入学した際に再度給付奨学金に申し込むことはできませんのでご注意ください。

Ⅶ 進学後の手続き

② 進学後の手続き

奨学生に採用になった後も、必要な手続きがあります。

あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。

手続きが遅くなった場合や手続きをしなかった場合は、**支給が止まったり、支給を受ける資格を失うことがあります。**

1. 「進学届」の提出

進学後（2026年4月以降）、インターネット（スカラネット）より「進学届」を提出します（詳細は、採用候補者となった人にお知らせします）。自宅外月額の支給を受ける人は、「自宅外通学」であることの証明書類を進学先に提出します。



①期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

②自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

2. 適格認定（家計）【毎年】

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）や、あなたが報告した資産額が、家計基準（5～6ページ）を満たしているかをJASSOが確認します。



①確認の結果、**支援区分が見直されることにより、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。**

②事情により申込時にマイナンバーを提出できない人は、申込時に加え、支給期間中も毎年、収入に関する証明書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学期により学年末（高等専門学校及び2年制以下の課程は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。



次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給が打ち切られます（学業成績が著しく不振となった場合や、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

① 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合

② 次ページの表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

VII 進学後の手続き

② 進学後の手続き（続き）

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して3回該当する場合を除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告【毎年】

在籍状況や通学形態などの申告内容について、定期的（毎年4月）にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。**期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減じられることがあります**ので、入力準備用紙等を確認のうえ、提出期限内に報告するようにしてください。



認定の取り消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。

ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取り消しを願い出ることができます。なお、採用後、申込情報に誤りがあると判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

参考資料

授業料等の減免について

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。

申請～認定まで

1. 申請時期

原則、毎年春（4月～）及び秋（9月～）に学校で募集を行います。申請時期や申請方法は学校で定めているため、進学後、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです（3ページ）。

3. 減免額（年額）

あなたと生計維持者の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：詳細は5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる47ページの表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。

なお、多子世帯の場合、世帯の所得金額に関係なく第Ⅰ区分と同等の金額が免除されます。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の選考要件（基準）と同じです（5～6ページ）。

なお、あなたが多子世帯に属している場合、資産基準は「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。

5. 申請手順

進学先の指定する方法により申請します。

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）【毎年】

支援期間中、毎年、家計基準（5～6ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです（44ページ）。

見直しの結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学中で、学業成績などの基準に関する判定を行います。判定の結果授業料減免の支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです（44～45ページ）。

【授業料等減免の上限額（年額）】

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立		
		入学金	授業料	入学金	授業料	
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円	
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし	支援なし	43,400円	233,400円
	多子世帯		84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	多子世帯		282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
	多子世帯		169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)	
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
	多子世帯		70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)

(※1) 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に在学学校に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。カッコ内は、夜間制の減免額です。

(※2) 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません）。

(※3) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(※4) 多子世帯に該当する場合は、第Ⅰ区分と同等の免除を受けることができます。

年収等の実績計算書【様式②】の記入例

記入方法（記入例も併せて確認してください）

- (1) 「収入分類」欄に**あてはまるもの1つに✓**をつけてください。
 ※「給与・年金以外の所得」には、事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得等が該当します。
- (2) 「会社名」欄に、(3) 収入月において勤務していた（事業を営んでいた）**会社名等を記入**してください。就労していない等により無収入であった場合は「**無収入**」と記入してください。
- (3) 「収入月」欄には**(1)の収入があった月、又は無収入であった月に○**をつけてください。○をつけた期間の**証明書類**をすべて提出してください（外国語の書類の場合には簡単な**日本語訳**をつけてください）。
 - ・給与→2024年1月～12月の給与明細書
 又は 勤務先が発行する2024年の年収証明書 等
 （みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です）
 - ・年金→2024年の1年間の受給金額が分かる通知書 等（年金証書等月額が分かるもの）
 - ・給与・年金以外の所得→2024年1月～12月の帳簿 等
 - ・無収入→居住国の公的機関が発行する2024年の1年間の無収入証明書 等
 ※無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書が必要です。
 ※無収入の場合で無収入であることの証明ができない場合は申し込むことができません。
- (4) 「金額」欄に**合計額を記入**し、現地の**通貨単位を記入**してください。
 - ・給与収入・・・給与支払額（税の控除前）の合計を記入（**賞与を含む**）
 - ・年金収入・・・年金支給額の合計を記入
 - ・給与・年金以外の所得・・・所得（＝売上－経費）の合計を記入

記入例

- ①2024年1月～12月・・・株式会社〇〇自動車より日本円での給与収入があった
- ②2024年10月～12月・・・〇〇Motor Co. LtdよりUSドルでの給与収入があった

①	(1) 収入分類 ※該当に✓ <input checked="" type="checkbox"/> 給与収入 <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(4) 金額 8,512,448 (通貨単位: 日本円)
	(2) 会社名等 株式会社〇〇自動車		
②	(1) 収入分類 ※該当に✓ <input checked="" type="checkbox"/> 給与収入 <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(4) 金額 20,000 (通貨単位: USD)
	(2) 会社名等 〇〇 Motor Co. Ltd		

収入月に「○」を記入

※給与収入に関する証明書類として、①・②それぞれについて「**会社が発行する年収証明書**」又は「**「○」を記入した収入月の給与明細書のコピー**」の提出が必要です。



以下のような場合は**各月の収入状況が確認できないため不備**となります。

③	(1) 収入分類 ※該当に✓ <input checked="" type="checkbox"/> 給与収入 <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(4) 金額 8,512,448 (通貨単位: 日本円)
	(2) 会社名等 株式会社〇〇自動車		
④	(1) 収入分類 ※該当に✓ <input type="checkbox"/> 給与収入 <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(4) 金額 (通貨単位:)
	(2) 会社名等		

1月～9月の各月の収入状況が空白となっており、空白となっている月の収入状況を確認できない。

～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



● 「奨学金相談サイト」

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



申込みに関するお問合せ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問合せに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分(土・日・祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

インターネットからのマイナンバーの提出や「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出に関するお問合せ先です。



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分(土・日・祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込み及びマイナンバーの提出は、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局…ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。